

徳島県告示第三百九号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和六年四月一日次の事務を徳島県漁港漁場協会会長影治信良に委託した。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県漁港管理条例（昭和四十三年徳島県条例第二十五号）第十条第一項に規定する使用料の徴収の事務